## 県内病院管理者 様

長崎県医療政策課長 (公印省略)

令和6年度長崎県DMAT隊員養成研修の開催について(ご案内)

日頃から本県の災害医療にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

この度、標記研修を下記のとおり開催しますので、参加を希望される施設様は、別添「受講申込書」を令和6年7月26日(金)までに長崎大学病院災害医療支援室宛てご提出いただきますようお願いいたします。

記

- 2 開催場所 長崎県庁 大会議室 ABC (長崎市尾上町 3-1)
- 3 申込方法 別添「受講申込書」を下記メールアドレスあてご提出ください。 長崎大学病院災害医療支援室(clear\_d@ml.nagasaki-u.ac.jp)
- 4 その他 ・研修プログラム等の詳細は、決まり次第申込書記載のメールに 別途お知らせします。
  - ・申込みはチーム単位(医師 I 名、看護師 2 名、業務調整員 I 名) に限らず、個人単位での受講も可能です。ただし、職種によって 人数に偏りがある場合や定員(30名程度)を超える場合は調整 させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

長崎県福祉保健部医療政策課住 所 長崎市尾上町3番|号

TEL 095-895-2461

FAX 095-895-2573 Mail t.ishiuchi@pref.nagasaki.lg.jp

担 当 石内

## ○長崎県 DMAT(ローカル DMAT)

主に県内で発生した地震などの自然災害や、大規模な交通事故等の災害現場等(局所的な災害)で、急性期(発災後、概ね48時間以内)における救命処置等の医療活動の充実と、災害派遣医療チーム「長崎DMAT」の支援及び他都道府県等から派遣された災害派遣医療チーム「日本DMAT」等と緊密な連携の下に活動を行う\*「災害派遣医療チームのこと。チームは原則、医師 | 名・看護師2名・業務調整員 | 名の計4名で構成。

都道府県主催の養成研修(今回の「長崎県 DMAT 隊員養成研修」)を受講した者には、県が受講修了証を交付し、「長崎県 DMAT」として県に登録される\*2。

また、本研修の受講者は、厚生労働省 DMAT 事務局が主催する 2.5 日研修を受講することで【日本 DMAT】の登録が可能\*3。

- \* 1:長崎県 DMAT (受講者) の災害派遣が可能な施設とは (受講施設に確認の上)、 別途災害派遣協定の締結を行います。
- \*2:修了証とは別に登録証の発行を予定しています。
- \*3:都道府県主催の養成研修を受講していない場合は、4日間の研修受講が必要。
- ○長崎県DMAT隊員養成研修の今後の開催予定

令和4年度、5年度、6年度は本県開催ですが、令和7年度からは佐賀県との持ち回りによる合同開催(隔年で開催場所を長崎県と佐賀県で交互に開催)を検討中です。

## [Q&A]

○研修医は長崎県 DMAT(ローカル)研修を受講可能か。

日本 DMAT 研修では初期研修修了者を受講対象としていますが、本県の長崎県 DMAT (ローカル DMAT) 研修は県内の災害医療体制の充実・強化を図るため、下記を全て満たす場合は受講を認めるものとします。ただし、研修申込医師が多数の場合、初期研修修了者を優先します。

- 割割のおりますがある。
  割割のおりますがある。
  おりますがある。
- 2 日本 DMAT 又は救急科専門医を目指す意思がある。
- <注意>ローカル DMAT 受講修了者を対象とした日本 DMAT2.5 日研修は、初期研修を修了するまで受講できませんのでご注意ください。
- ○准看護師は長崎県 DMAT(ローカル)研修を受講可能か。

准看護師も DMAT の看護師として、日本 DMAT 研修を受講可能なため、長崎県 DMAT (ローカル) も受講可能です。なお、看護職の方であっても業務調整員を希望 することも可能です。